第６節　部隊の隊の装備等の基準

指揮支援隊、統合機動部隊指揮隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

1　指揮支援隊

⑴　指揮支援部隊を構成する指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。

⑵　指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

2　統合機動部隊指揮隊

⑴　統合機動部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。

⑵　統合機動部隊指揮隊は、発災後迅速に先遣出動し、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

3　エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊

⑴　エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、特殊災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。

⑵　エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

第３章　緊急消防援助隊の登録

1　長官は、都道府県知事又は市町村長からの緊急消防援助隊の登録の申請に基づき、本計画に適合するかどうか審査し、必要と認める緊急消防援助隊の登録を行うものとする。

2　登録する緊急消防援助隊の規模については、全国の消防機関の現有消防隊数等を考慮し、また、緊急消防援助隊の施設の整備推進及び教育訓練の充実を図ることにより、平成30年度末までに、都道府県及び市町村の協力を得て、別表第３のとおり、おおむね6,000隊規模とすることを目標とする。

第４章　緊急消防援助隊の出動計画等

1　出動決定のための措置等

⑴　長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、南海トラフ地震、首都直下地震等著しい地震災害その他の大規模な災害又は毒性物質の発散その他の特殊な災害に対し、同条第５項の規定に基づき適切な措置をとるものとする。

⑵　緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条又は第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は応援等を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に活動するものとする。また、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。

⑶　災害の規模等に照らし出動が予想される場合、震度６弱（東京都特別区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項に規定する指定都市（以下「政令市等」という。）については震度５強）以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は噴火警報（居住地域）が発表された場合においては、出動が予想される消防機関の長及び都道府県に設置された航空消防隊の隊長は、速やかに緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。

2　基本的な出動計画

⑴　第一次出動都道府県大隊

ア　大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊を第一次出動都道府県大隊とし、災害が発生した都道府県（以下「災害発生都道府県」という。）ごとの第一次出動都道府県大隊を別表第４のとおりとする。

イ　アにかかわらず、航空小隊については第一次出動航空小隊とし、長官が別に定めるところによるものとする。

ウ　大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、当該災害発生都道府県に係る第一次出動都道府県大隊は、速やかに応援出動の準備を行った後、長官が別に定めるところにより、参集を開始するものとする。

⑵　出動準備都道府県大隊

ア　⑴の第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊を出動準備都道府県大隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県大隊を別表第５のとおりとする。

イ　アにかかわらず、航空小隊については出動準備航空小隊とし、長官が別に定めるところによるものとする。

3　出動及び活動における重要関係機関との連携

緊急消防援助隊の出動及び活動に関しては、次に掲げる関係機関と密接な連携を図るものとする。

⑴　自衛隊、警察、海上保安庁及び日本ＤＭＡＴ（厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。以下「ＤＭＡＴ」という。）等

⑵　緊急消防援助隊の活動に必要な交通、輸送、通信、燃料及び物資の確保等に関する関係機関

4　南海トラフ地震等についての出動の考え方

南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、上記２⑴及び⑵の第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に当該地震ごとにアクションプランを定め、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国的規模での緊急消防援助隊の出動を行うものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段の確保を図るものとする。

第５章　緊急消防援助隊の施設の整備等

1　緊急消防援助隊の施設の整備

第２章で示した緊急消防援助隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第49条第２項の規定に基づき、都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。平成26年度から30年度末までに整備を推進する車両、航空機等は、更新整備より新規整備を優先的に進め、整備規模の目標は、別表第６のとおりとし、その他別表第７に掲げる施設の整備を推進するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

2　消防用の国有財産・物品の無償貸与

緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、消防組織法第50条の規定に基づき、消防用の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

第６章　緊急消防援助隊の教育訓練

第１節　全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

1　全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練（以下「地域ブロック合同訓練」という。）を定期的に実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、平成27年度に図上訓練及び全国合同訓練を実施するものとする。

2　地域ブロック合同訓練に関する重点推進事項

長官は、自衛隊、警察、海上保安庁及びＤＭＡＴ等との連携、大規模災害時における通信確保、後方支援活動の充実その他の緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上のため、特に訓練が必要な事項について毎年度定めることとする。